

船橋市長 あて

申出をする者 (土地所有者※)	住 所	船橋市湊町 2-10-25
	電話番号	047-436-●●●●
	氏 名	船橋 太郎

※土地所有者が複数いる場合には代表者1名からの申請で可

故 障 認 定 申 請 書

生産緑地法第10条の規定に基づく、農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として、国土交通省令（生産緑地法施行規則第5条）で定めるものを有するに至ったので、次のとおり認定を申請します。

記

1. 農林漁業の主たる従事者

住 所	船橋市湊町 2-10-25
氏 名	船橋 次郎
生年月日	昭和 10 年 1 月 1 日 生 (87 歳)

2. 故障の状況等（具体的に記入すること）

例) 首から腰までの一連の部位が常に痺れており、通常の家事を行うことも困難な状況であり、農作業などは一切行えない状況です。

3. 買取りの申出を行う生産緑地（参考）

所在及び地番	地目	地積
船橋市 ●●町 5丁目 111	畑	9,000 m ²
船橋市 ●●町 5丁目 112	畑	8,000 m ²
船橋市		m ²
船橋市		m ²
船橋市		m ²

4. 添付書類 ①医師の診断書

②委任状（土地所有者以外が提出・受取りを行う場合）

5. 注意事項 ①医師の診断書に「今後、農林漁業に従事することは不可能である」という記載がない場合、認定できません。

②2回目の故障認定申請はできません。

③所有する生産緑地の一部を買取り申出する場合、残りの生産緑地に農林漁業の主たる従事者が存在することをご確認ください。存在しない場合、今後、残りの生産緑地の買取り申出ができなくなります。